登録番号	登録年月日	氏　名
五四〇七	三〇、五、一〇	東山　秀之
五四〇八	三〇、五、一〇	石川　武
五四〇九	三〇、五、一〇	佐野　樹雄
五四一〇	三〇、五、一〇	前田　修
五四一一	三〇、五、一〇	笠　和実
五四一二	三〇、五、一〇	近藤　祐司

○政治資金適正化委員会告示第三十四号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成三十年五月三十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
五五三	伯耆田安代	六七三五	三〇、三、一
二五二〇	大久保達弥	五三二三	二九、九、四
四一〇二	町田　剛	六七三四	三〇、三、一

○農林水産省告示第千百九十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26777号
2　品種登録の年月日　平成30年5月21日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　ふくのこ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
　茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
7　出願公表の年月日　平成28年9月9日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26826号
2　品種登録の年月日　平成30年5月21日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Malus Mill.
4　登録品種の名称　紅(べに)はつみ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　地方独立行政法人青森県産業技術センター
　青森県黒石市田中82番地9
7　出願公表の年月日　平成28年8月29日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　潮害の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　潮害の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市御津町金野深沢一六の二・一六の四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一六の三（国有林）、一六の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県可児市大森字笹洞一六九〇の四（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　鉄道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県島田市金谷二軒家三九一四の一二〇から三九一四の一二三まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県島田市湯日字鎌塚二〇七六の一八、二〇七六の一九、二〇八三の二四
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県和気郡和気町北山方字芝尾三二二四の二九
二　保安林として指定された目的　水源の涵養(かん)
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　齋藤　健